

定期報告書作成支援ツール
＜工場・事業場等用＞
操作マニュアル簡易版

平成31年3月29日

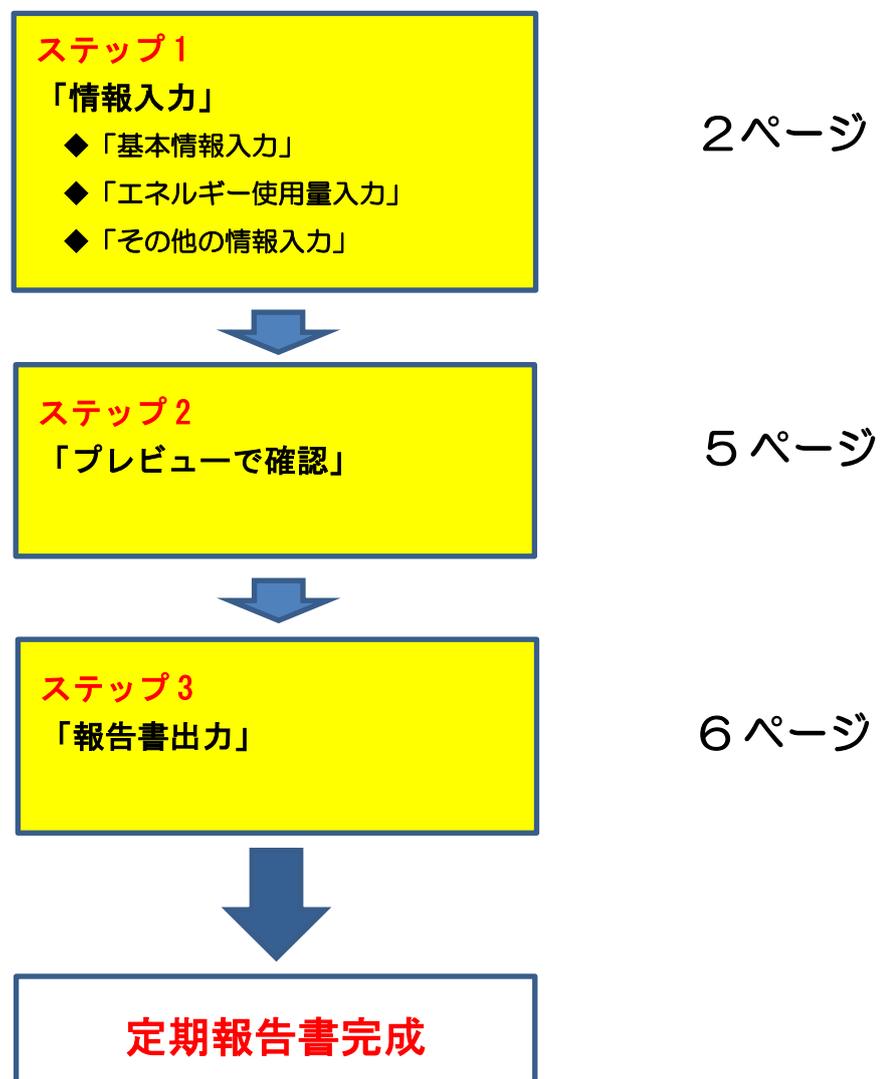
資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

定期報告書作成支援ツールの概要

定期報告書作成支援ツール（以下「本ツール」と言います。）は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネルギー法」と言います。）に基づき提出が義務付けられている定期報告書の作成を支援するためのツールです。

本ツールでは、通常の報告書作成手順（各表にそれぞれ必要な事項を記入）ではなく、必要十分な情報を入力し、本ツールで定期報告書各表に自動的に反映することで、適切かつ効率的な報告書作成をサポートします。

入力から報告書完成までのフロー



※ オンライン申請による提出を推奨しています。

ステップ1「情報入力」

ステップ1「情報入力」では、事業者及び各事業所の基本情報（名称等）、エネルギー使用量、その他情報の入力を行います。

(1) 「基本情報入力」の手順

① 提出年月日の入力

本ツールを起動して、最初の入力画面「基本情報入力」が開いたら、左カラム一番上の「提出年月日」をクリックして、定期報告書の提出年月日を選択します。（日付は後から訂正が可能です。）

② 事業者情報の入力

最初に表示される入力画面は、事業者情報の入力です。右カラムの「事業者名」欄に入力すると左カラムの名称も変更されます。案内に沿って必要事項を入力してください。

③ 各事業所情報の入力

左カラムの「事業所ごと登録」で[新規]ボタンをクリックすると新規事業所の入力欄が追加されます。右カラムの「事業所名」欄に入力すると左カラムの名称も変更されます。右カラムが当該事業所の入力画面になりますので、案内に沿って必要事項を入力してください。事業者が設置しているすべての事業所の登録が必要です。

エネルギー管理指定工場等の場合は、A欄に加えてB欄の入力が必須です。

追加した事業所を削除するには、該当する事業所を選択（青色）して、[削除]ボタンをクリックします。

（※削除した事業所は、それまで入力していたデータがすべて消去されますのでご注意ください。）

(2) 「エネルギー使用量入力」の手順

① 事業所ごとのエネルギー使用量等の入力

「基本情報入力」が完了したら、画面上部の「エネルギー使用量入力」をクリックしてください。エネルギー使用量の入力画面が開きます。

左カラムには、基本情報で入力した事業所がリストになっています。事業所を選択（青色）し、エネルギー使用量等を入力してください。

（入力が必要なのは各事業所のエネルギー使用量です。事業者全体のエネルギー使用量は、入力された情報をもとに自動集計されます。）

「エネルギー使用量入力」をクリックすると、登録した事業所のエネルギー使用量等の入力欄が表示されます。

数値は、半角数字で入力します。また、事業者全体で集計しますので、少量であっても小数点以下まで入力してください。（自動計算・集計した結果は、定期報告書上では、小数第1位を四捨五入して表示します。）

「都市ガス」「その他の燃料（テナントの推計エネルギー含む）」「他人から供給を受けた電気（昼間買電・夜間買電、上記以外の買電）」の使用量は、青い下線文字をクリックすると入力ダイアログが出ますので必要事項を入力してください。

② 熱や電気を他者に供給している場合

熱や自家発電に係る「販売した副生エネルギー量」の欄はグレーになっています。当該欄をクリックすると入力ダイアログが表示されます。

また、当該事業所の主たる事業が「電気事業用の発電所（細分類番号3311）」または「熱供給事業用の熱供給施設（細分類番号3511）」の場合は、「エネルギー使用量入力」の一番下の「入力する」ボタンが入力可能となります。クリックすると、入力ダイアログが表示されます。

本ツールでは、当該事業所のCO₂排出量より控除する必要がある、他人に供給した電気又は熱の供給に係るエネルギー起源CO₂排出量を、入力された燃料等により、自動計算しています。

それぞれの入力ダイアログより必要事項を入力してください。

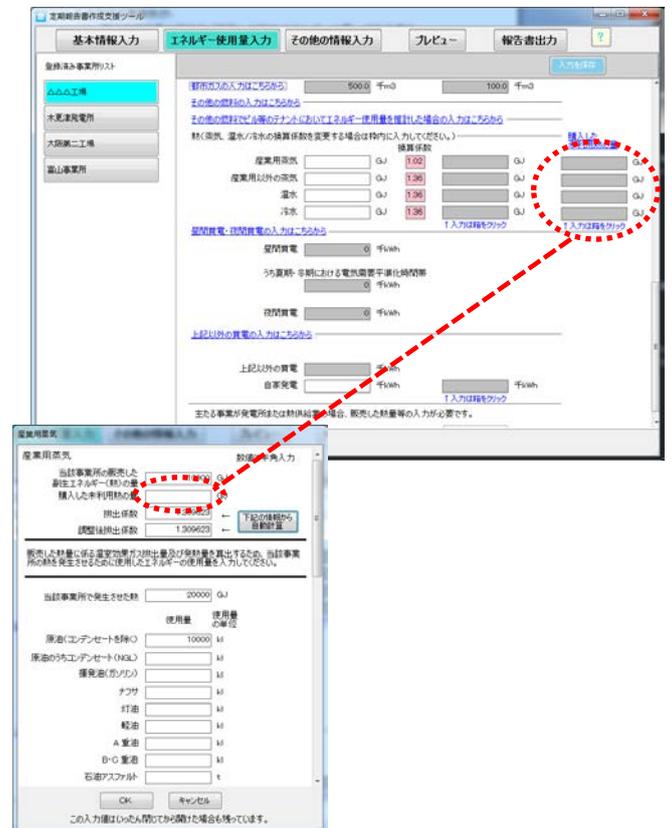
③ 購入した未利用熱がある場合

他事業者へ提供しなければ、省エネ法の判断基準に従って取組を行っても発生を抑制できず、廃棄することが見込まれる熱を計上してください。

※別途未利用熱であることを証明する書類として『未利用熱に関する覚書』を定期報告書に添付してください。

「購入した未利用熱の量」の欄はグレーになっています。
当該欄をクリックすると入力ダイアログが表示されます。

入力画面は、② 熱や電気を他者に供給している場合と共通のダイアログとなっており、上から2行目の入力欄に入力を行ってください。

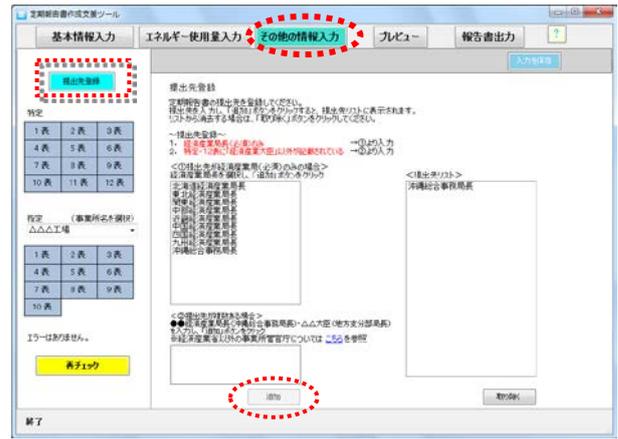


(3) 「その他の情報入力」の手順

① 提出先の登録

「基本情報入力」及び「エネルギー使用量入力」が完了したら、画面上部の「その他の情報入力」をクリックしてください。

左カラムの最上段の「提出先登録」が開きます。各地方経済産業局はリストから選択、その他の事業所管省庁は必要に応じて入力し、「追加」ボタンを押します。



「提出先登録」で、定期報告書の提出先（複数ある場合はすべて）を登録します。

② 定期報告書各表の確認・追加入力

左カラムの「特定」と「指定」に並んでいる番号は、それぞれの表を指します。赤色の表番号のボタンは、その表にチェックや追加の記述が必要です。クリックして開き、入力してください。入力が完了すれば、表番号は黒に変わります。

（再チェックボタンで再確認）

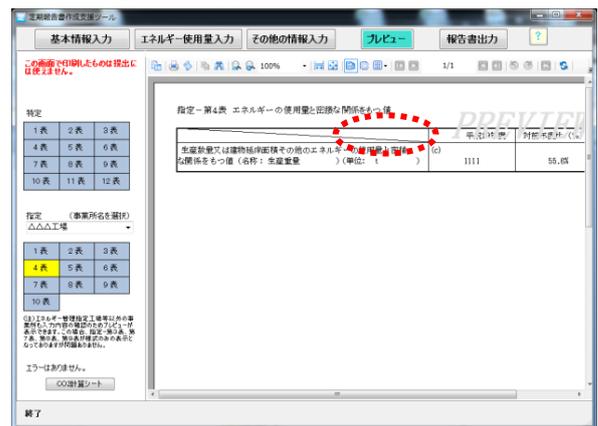


赤色の番号は追加入力・確認が必要です。（入力が完了しないと定期報告書として出力できませんのでご注意ください。）

ステップ2 「プレビューで確認」

本ツールで入力する内容は、随時、定期報告書様式に反映されていきます。画面中央上の「プレビュー」をクリックしてください。

右カラムに定期報告書のプレビューが表示されます。



※プリントアウトも可能ですが、提出用には使用できません。ご注意ください。

ステップ3「報告書出力」

ステップ3「報告書出力」では、入力した内容より提出書類の出力を行います。

提出前チェック

(1) 定期報告書を出力する前の最終チェック

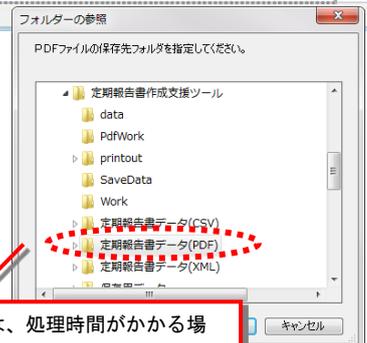
全ての入力が完了すると、定期報告書の出力が可能になります。出力前に、作成した定期報告書に入力漏れ等がないか、「提出前チェック」で確認してください。本欄ですべての確認（チェック）が完了しないと定期報告書として出力できません。



提出書類の出力

(1) 定期報告書（提出用）ファイルの出力

- ① 「提出前チェック」で全ての確認を終えた後に、左カラム「提出書類の出力」をクリックすると、登録した提出先と作成された定期報告書が一覧で表示されます。
※定期報告書は、入力漏れなどの不備がない場合のみ出力可能です。
- ② 提出先と出力する定期報告書を選択し、出力するファイル形式 (xml, pdf, csv) に対応した出力ボタンをクリックします。
- ③ 保存先のフォルダを指定するとファイルの作成が開始します。ファイルは指定したフォルダ内に、提出先ごとに作成されます。



国への定期報告は、「特定第1表～第12表」と「指定第1表～第10表（エネルギー管理指定工場のみ。複数ある場合はそれぞれ）」のすべてが必要です。定期報告書として正式に提出する場合は、xmlファイルでの電子申請を推奨しています。pdfファイルを印刷した紙ベースの提出も可能ですが、代表者の押印が必要となり、そのままでは提出できませんのでご注意ください。

問い合わせ先

窓口	電話番号	管轄区域
北海道経済産業局エネルギー対策課	011-709-1753	北海道
東北経済産業局エネルギー対策課	022-221-4932	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
関東経済産業局省エネルギー対策課	048-600-0364	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県
中部経済産業局エネルギー対策課	052-951-2775	富山県・石川県・岐阜県・愛知県・三重県
近畿経済産業局エネルギー対策課	06-6966-6051	福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
中国経済産業局エネルギー対策課	082-224-5741	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
四国経済産業局エネルギー対策課	087-811-8535	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州経済産業局エネルギー対策課	092-482-5473	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県
沖縄総合事務局経済産業部 エネルギー対策課	098-866-1759	沖縄県
資源エネルギー庁省エネルギー課	03-3501-9726	
産業技術環境局環境政策課環境経済室	03-3501-1770	(温室効果ガス排出量の報告の内容に関する問い合わせ)

- Microsoft、Windows は、米国 Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標、証憑又は商品名称です。
- その他、記載されている会社名、製品名等は、各社の登録商標または商標です。
- 本書の内容の一部又は全部を無断で転載することは禁止されています。
- 本書の内容は、将来予告無しに変更することがあります。
- 本書で紹介している定期報告書作成支援ツールを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害については、上記にかかわらず責任を負いません。